

求人者マイページ開設用のアカウント登録
(ハローワーク鹿屋 メールアドレス : mp-kanoya@mhlw. go. jp FAX:0994-44-9546)

令和 年 月 日

ログインアカウントとして使用するメールアドレスを次のとおり登録します

事業所名称 _____ (事業所番号 _____)

担当者名 _____ 電話番号 _____

登録用メールアドレス _____

【求人者マイページの開設の流れ】

1. ハローワーク窓口、FAX 又はメール (mp-kanoya@mhlw. go. jp) で開設認証用事業所メールアドレスをハローワーク鹿屋へ届出。

※開設認証処理後ハローワークから処理完了の電話があります。

↓

2. ハローワークインターネットサービスにアクセスし“求人者マイページ開設(パスワード登録)”手続きを行う。

↓

3. 利用規約・プライバシーポリシーに同意後、事前にハローワークで開設認証をしたメールアドレス(上記1で届け出たメールアドレス)を入力

↓

4. 事業所メールアドレスあてに「認証キー」が届くので受信されたかを確認

↓

5. 求人者マイページ開設画面で50分以内に「認証キー」を入力し、パスワードを登録する
※50分以内に登録完了できなかった場合、3からやり直しとなります。

↓

6. マイページ開設完了

【注意事項】

- ◎マイページの開設用アカウント(メールアドレス)につきましては、極力、個人のものではなく、事業所単位のものに設定してください。
- ◎既に事業所登録済であっても、令和2年1月以降初めて求人申し込みされる場合は、事業所情報の更新が済んでいない可能性があるためマイページの開設が完了しませんのでご注意ください。
- ◎1事業所で複数アカウントを取得する場合は、マイページから追加してください。
- ◎マイページの操作方法については、ヘルプデスクへお問い合わせください。

(電話 : 0570-077450)

求人を出される事業所様へのご案内 ⁺⁻

ハローワークでは求人者マイページでの求人申し込みが、手続き簡単で便利です。

求人者マイページのメリット

メリット1

最優先で求人公開される！

特に確認事項のない求人について、17時までに受信した求人は即日公開。FAXでは公開まで1週間程度かかります。

メリット2

求人内容の変更や募集停止がマイページからできる！

メリット3

紹介状の確認・採否結果の登録（連絡）ができる！（採否はお早めに連絡下さい）

メリット4

求職者情報の検索ができる！

ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件など求職情報を求人者にPR（公開）することを希望している方々の情報（氏名、連絡先などの個人が特定される情報を除く）を検索できます。

ハローワークに求人を
申し込んだことがある事業主の方へ

求人者マイページ 開設マニュアル (アカウント作成方法)

マイページを開設して、
希望の人材を見つけよう!!



ハローワーク鹿屋

1. 求人者マイページでできること

① 求人申し込み

事業所のパソコンから **24時間**（メンテナンス時間を除く。）求人申し込みができます。

② 求人内容の変更や求人の取消、事業所情報の変更など

登録した事業所情報を確認し、必要に応じて内容を変更できます。

③ 画像情報の登録・公開

事業所の外観・職場風景・取扱商品などの画像を公開できます。

④ 応募状況の確認、選考結果の登録

オンラインでの応募状況の確認及び選考結果の登録ができます。

⑤ メッセージ機能

ハローワークや応募者とメッセージのやりとりができます。

⑥ 求職情報検索

求人者にPRすることを希望している求職者情報を検索できます。

2. アカウントを登録する

① ハローワークインターネットサービスにアクセスします。

② **事業所登録・求人申し込み（仮登録）** ボタンをクリックします。



- ③ 「求人者マイページアカウント登録」画面が表示されます。
- ④ メールアドレスを入力します。

ハローワークインターネットサービス

トップ > アカウント登録

求人者マイページアカウント登録

求人者マイページを開設するためには、アカウント登録を行う必要があります。

ご入力いただいたメールアドレス宛に「アカウント仮登録完了通知」メールをお送りします。
 メール送信制限をされている方は、system@mail.hellowork.nhlw.go.jpからのメール受信を許可してください。

■求人者マイページ開設手順

ステップ1 メールアドレスの登録
 メールアドレスを入力すると、入力したメールアドレス宛にハローワークインターネットサービスから「アカウント仮登録完了通知」メールが届きます。

ステップ2 パスワードの登録
 パスワードおよび「アカウント仮登録完了通知」メール記載の「認証キー」を入力します。（メール配信から59分以内）
その後、ステップ3・4に進み、事業所情報・求人情報の仮登録をしてください。
 事業所情報・求人情報の仮登録を行わずにハローワークへ来所された場合、登録したアカウントでマイページ開設ができない場合があります。

ステップ3 求人者マイページアカウント登録完了

ステップ4 事業所情報・求人情報の仮登録
 続けて事業所情報・求人情報を入力（仮登録）します。

ステップ5 ハローワークでの事業所・求人の本登録
 事業所所在地を登録するハローワークに来所し、本登録の手続きを行います。（アカウント登録完了日の翌日から14日以内）

ステップ6 求人者マイページの開設
 ハローワークにおいて事業所・求人仮登録の検証が完了し受理されると、求人者マイページが開設されます。

メールアドレスをアカウントとして登録
 登録フォームにメールアドレスを入力し、プライバシーポリシーと利用規約をご確認のうえ、「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

④ **メールアドレス入力**

メールアドレス（確認用）

プライバシーポリシー

利用規約

⑤ 「プライバシーポリシー」「利用規約」に同意します。

⑥ **次へ進む**

- ⑤ 「プライバシーポリシー」及び「利用規約」を確認し、「「プライバシーポリシー」「利用規約」に同意します」にチェックを付けます。
- ⑥ 入力内容を確認し、**次へ進む**ボタンをクリックします。

⑦ 「パスワード登録」画面が、表示されます。

前の画面で入力したメールアドレスあてに、ハローワークインターネットサービスから「アカウント仮登録完了通知」メールが送信されますので、メールに記載された「認証キー」を確認のうえ、「新規のパスワード」「新規のパスワード（確認用）」「認証キー」を入力します。

⑧ 入力内容を確認し、**完了**ボタンをクリックします。

ハローワークインターネットサービス

トップ > アカウント登録

パスワード登録

マイページにログインする際に必要なパスワードを設定します。

パスワードと「認証キー」(ハローワークインターネットサービスからの「アカウント仮登録完了通知」メールに記載された認証キー)を入力し、「完了」ボタンをクリックしてください(メール配信から50分以内)。

しばらく経っても「アカウント仮登録完了通知」メールが届かない場合は、メール受信制限の設置内容をご登録いただいたメールアドレスが正しいかをご確認ください。メール受信制限されている方は、systems@mail.hellowork.mhlw.go.jpからのメール受信を許可し、はじめからアカウント登録をやり直してください。

新規のパスワード入力

新規のパスワード(確認用)入力

認証キー入力

完了

リンク集 | サイトマップ | サイトポリシー | プライバシーポリシー | 利用規約 | よくあるご質問 | お問い合わせ先 | 所在地情報 |

All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

注意

- 「アカウント仮登録完了通知」メールが配信されてから、50分以内に操作をしないと、認証キーが無効になります。
- 登録を完了する前に「パスワード登録」画面を閉じないでください。閉じてしまった場合、はじめからアカウント登録をやり直してください。

- ⑨ 「求人者マイページアカウント登録完了」画面が表示されます。
引き続き、**事業所・求人情報を登録**ボタンをクリックし、**事業所
情報・求人情報を仮登録**してください。

The screenshot shows the 'Hellowork' website interface. At the top, there is a navigation bar with the text 'ハローワークインターネットサービス' and a breadcrumb trail 'トップ > アカウント登録'. The main heading is '求人者マイページアカウント登録完了', which is highlighted with a red box. Below this, there is a paragraph explaining that the account registration is complete and providing instructions on how to proceed with business and job information registration. A list of steps is provided: 1. Business information registration, 2. Job information registration, 3. Business registration. A note mentions a deadline of March 31st. At the bottom right, a button labeled '事業所・求人情報を登録' is highlighted with a red box and a circled '9'. The footer contains various links and the copyright notice for the Employment Security Bureau.

ハローワークインターネットサービス

トップ > アカウント登録

求人者マイページアカウント登録完了

求人者マイページのアカウント登録(メールアドレスとパスワードの登録)が完了しました。
続けて「事業所・求人情報を登録」ボタンをクリックし、事業所情報・求人情報を入力してください。
事業所情報・求人情報の仮登録を行わずにハローワークへ来所された場合、登録したアカウントでマイページ開設ができない場合があります。

事業所情報・求人情報の入力が完了(仮登録)したら、事業所所在地のハローワークにお越しください。
ハローワークの窓口で事業所情報・求人情報の内容の確認が完了し受理される(本登録)と、求人者マイページが開設され、求人者向けの各種メニューがご利用いただけるようになります。

《事業所・求人仮登録から本登録までの流れ》

1. 事業所情報の仮登録
2. 求人情報の仮登録
3. 事業所の所在地を管轄するハローワークに出向いて本登録
(事業所情報の登録のみを希望する場合、2は省略可)

《留意点》
後日、事業所情報・求人情報を入力する場合は、本日登録したアカウント(メールアドレス)でログインし、事業所情報・求人情報を入力してください。

なお、3月31日(火)※(アカウント登録完了日の翌日から14日以内)までに、1. 事業所情報の仮登録、2. 求人情報の仮登録、3. ハローワークに出向いての本登録(事業所情報の登録のみを希望する場合、2は省略)の手続きが完了しない場合は、本日登録したアカウント(メールアドレスとパスワード)は無効になり、ログインできなくなります。また、入力したデータは自動消去され、マイページは開設されませんので、ご注意ください。

※表示された期限日がハローワーク開庁日(土日祝等)に当たる場合は、前開庁日までにハローワークにお越しください。

⑨ **事業所・求人情報を登録**

リンク集 | サイトマップ | サイトポリシー | プライバシーポリシー | 利用規約 | よくあるご質問 | お問い合わせ先 | 所在地情報

All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

お問い合わせ先

操作方法に関するお問い合わせは・・・
ハローワークインターネット専用ヘルプデスク

☎ 0570-077450

平日 9時30分～18時00分
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

求人に関するお問い合わせは・・・
ハローワーク鹿屋 求人・事業所援助部門

☎ 0994-38-7087

平日 8時30分～17時15分
(土曜・日曜・祝日・年末年始は閉庁します)